

**一部事務組合議会  
第3回定例会報告**

〔一部事務組合とは市町村が行う仕事の一部を複数の市町村が共同で行う目的で設立する団体〕

○八女地区消防組合

認定1・議案2を可決

認定（2年度一般会計決算）… 歳入15億2714万円余、歳出14億7883万円余で、差額4830万円余一部は構成市町へ返還（広川町895万円）

議案（3年度補正予算）… 歳入歳出の総額に296万円余を追加、予算総額を13億3193万円余とするもの。主な内容は前年度繰越金の追加と3年度負担金の減額、感染症対策用品の整備や八女東部消防署の防水工事

○八女中部衛生施設事務組合

議案は令和2年度一般会計予算継続費の精算報告、財産の無償譲渡、廃止条例の制定、条例の一部改正、令和3年度一般会計補正予算、令和2年度歳入歳出決算認定の6件を可決

継続費の精算報告は、汚泥再生処理センター建設経費を平成30年度から3カ年に渡り繰越し

て使用したもので35億1143万円余となるもの。

財産の無償譲渡については、組合が所有する土地の一部2971㎡を集落センター用地として、北田形町内会へ譲渡するもの。

廃止条例は汚泥再生処理センターの供用開始に伴い、八女中部衛生センター、関係条例を廃止するもの。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例の一部改正については、公害防止対策協議会に名称を改めるもの。

一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれに4766万円を追加し、予算総額4億1797万円余とするもので歳出は、施設整備基金積立として4641万円、災害復旧費に125万円を補正するもの。

令和2年度歳入歳出決算については、歳入決算額34億4324万円余、歳出決算額31億4324万円余で差引額の4646万円余が決算剰余金となる。

○八女西部広域事務組合

議案は、条例の一部改正、一般会計補正予算、公平委員会委員の選任同意の3件を可決

条例の一部改正は、火葬場使用条例の一部改正で、火葬場使用許可証の写しの証明書などの証明手数料が未整備であったため、改正するもの。

一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれに1255万円余を増額し、予算総額を15億9818万円余とするもので、歳出は、総務費の積立金48万円余を清掃工場等建設基金へ、1251万円余を粗大ごみ処理施設等建設資金へ積み立てるもので、歳出財源は、令和2年度剰余金等を充てるもの。また、債務負担行為は広川最終処分場の閉鎖モニタリングの開始のための今後3ヶ年の委託料743万円余。

公平委員会委員の選任同意については、公平委員会委員の大津山氏が12月26日をもって任期満了となるため、後任として引き続き大津山氏を選任するもの。

○公立八女総合病院企業団

認定1件・議案3件を可決

認定（決算審査特別委員会報告）… 令和2年度病院事業及び介護老人保健施設（回寿苑）会計決算は、総合病院が5億2796万円の純損失、緑の病院が

1537万円余の純利益、回寿苑が1445万円の純利益で企業団全体では4億9813万円余の純損失。企業団を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展及び新型コロナウイルス感染症による受診環境の変化で依然として厳しい状況にある。

議案（3年度補正予算の専決処分）新型コロナウイルス感染症補助金の一部（44万円余）を県に返還。（条例の一部改正）医師専門研修プログラムの実施に当たり、新たに専門研修管理委員会を設置及び特別職の職員で非常勤の者の費用弁償を行うもの。



公立八女総合病院企業団定例会